

平成27年（行コ）第16号 紹与等請求訴訟事件

控訴人 日本国公務員労働組合連合会行政職部会外359名

被控訴人 国

意見陳述書

2016年9月12日

東京高等裁判所第15民事部 御中

宮城県仙台市宮城野区田子2-9-3

松木長男

(原告番号1番)

1 地裁判決への怒り

私たちの請求を棄却した地裁判決を、大変な怒りを持って聞きました。被告である国の言い分を丸のみにし、公務労働者の権利である憲法に基づく労働基本権については何一つ示さないもので、国家公務員は「人としての尊厳はない」と言われた気がしました。

また、判決では東日本大震災そのものが「なかった」ことのようであり、震災後の混乱を乗り切るため頑張った全国の公務員に対して「つば」を吐きかけられた思いです。

東日本大震災の対応について国側は、「やってあたりまえ」との態度ですが、それは現場の状況を知らないから言えることです。国の代理人の皆さん帰れる家があり現場には「視察」で来ていたとしても、本当の生活の混乱や当日の不安感、その後の絶望感などは本当の意味では知らないと思っています。

3月12日の午前2時ごろ避難所の小学校校庭の車の中で「仙台市若林区荒浜で200から300の遺体発見」のラジオ報道が繰り返し流されていました。私はどうすることもできずに車に積もった雪を払いながら一刻でも早く自宅に戻れるようにと願っていました。私は震災津波で母親と自宅を流されたうえ、その土地は家を建てるこすらできなくなりました。行方不明であった母を遺体安置所で見つけてもきちんとした葬儀・供養もできない、自分の生活拠点も確保できない、着替えもなく1週間同じ背広を着続けざるを得ない、1週間後にやっと入れるようになった自宅の津波被害の甚大さ、そういう状況で「震災対応」という

業務をこなさなければならなかったのです。

地裁判決は、震災時に私たち国家公務員が置かれた過酷な状況を見ようともせず、人間としての「感情」を持った公務員のすべてを否定するものでした。国家公務員は、国の「奴隸」だといわんばかりの判決でした。

一人の人間、働く者としての尊厳を守る労働基本権制約の代償措置とされてきた人事院勧告の意義を歪めてとらえ、時の政府の都合にあわせて詭弁を弄して「合憲」判断をしたことは決して許されるものではありません。

2 発災後の公務職場の状況

大災害で人々の生活が根底から揺らいだ時こそ、私たちの担う公務の重要性は大きくなります。

私の勤務する公共職業安定所通称ハローワークの業務指数をみるとハローワーク気仙沼では、震災直後の4月の雇用保険受給資格決定件数は前年同月比1800%以上となっていますし、ハローワーク石巻では4月からの3か月間で通常の年の18か月分の資格決定数となっています。また、ハローワーク仙台では失業給付の申請に長蛇の列になり午後1時30分に来所した方の手続き終了が午後9時40分であったと聞いています。そのほかにも、開庁時間を午後7時まで延長、土曜・日曜についても開庁し、事業主・求職者などの寄せる期待に応えるため、必死で取り組んでいました。

もちろん現地の職員だけでは対応しきれず全国各地の職員が、各自の職場も大変忙しく厳しい中、被災地へ応援を出していただきました。全国統一的な業務ですから、各窓口で即戦力として大きな力を発揮してもらいました。

このような応援はハローワークだけではありません。労働基準監督署の業務も工場等の被災で労災申請が50年～70年分も押し寄せたため、その対応に全国から応援がきました。

国土交通省では、国道・河川・港の復旧・復興工事が現在も工事が続いています。流された車の登録抹消や自動車税の還付業務、法務では、土地の買い上げや集団移転地の完成に伴うものなど登記の業務も引き続き増大しています。

国土地理では、浸水地域を表示した地図の作成や土地の沈下がどのくらいあつたかの地図を作成していますし、裁判所でも震災関連の業務が増大していると聞いています。

3 賃下げの理不尽さ

賃下げにより、私は額面で3万7000円、手取りで3万5千円賃金が減りました。もともとの手取り額は約38万円です。この程度の手取りで1割近くもカットされることがどれほどしんどいことか、普通に考えれば、すぐにおわかりいただけると思います。

しかし、国は、何の根拠も示さないで賃下げによる影響は大きくはないと述べています。これまで、私達原告が証言していたことは、小さいことなのでしょうか。影響が大きいとは具体的にどのようなことなのでしょうか、原告全員に対して理由を述べてほしいと思っています。

私は、震災で家族や家屋そして家財のすべて、農業用格納庫と作業場、トラクターやコンバインをはじめとした農機具のすべてをなくし、住んでいた土地は津波危険地帯に指定され父親で11代続いた「家」には戻れなくなりました。そして、新しく住むところを探さなくてはなりません。

仙台市・国は「宅地」を買い上げるといいましたが、買い上げでは、そもそも土地の評価額が低額であることに加え、集団移転地の値段は、造成前の予定価格も造成が進むにつれてどんどん高騰しています。

流されたお墓は、知人の伝手を頼ったりして何とか安くしてもらい、震災から4年後の平成27年4月に再建してやっと母親の納骨を行うことができました。

津波被害の農地は、復旧復興工事が行われて一部作付ができるまでになりましたが、農業機械がなくなった私は離農することとしました。ゼロからの新たな設備投資は巨額すぎて不可能です。しかし、地域の方々と農事組合法人を立ち上げて「農地を再生させ守る」を目標として、この法人へ委託することとしたのです。

ある日突然にすべてがなくなり、残ったのはその日、身につけていたものだけで、その後の生活の見通しを立てられないでいる中でも、公務労働者として懸命に対応してきました。そのような私に、労働基本権を守る唯一の手段である人事院勧告すら無視して、一方的に大幅賃下げをしてきたことは、絶対許すことはできません。

4 不当な賃下げによる職場・地域への否定的影响

震災から5年6ヶ月が過ぎましたが、被災地、特に津波被害があったところは福島第一原発をはじめとして、現在も復興には程遠い状況が続いています。

このような状況の中で、私たち国家公務員は、大災害時の公務の重要性を自覚し、懸命に業務に取り組んでいるのです。

にもかかわらず、被災地で働く国家公務員の立場を考慮することもなく、国が大幅な賃下げを強行したことは、多くの国家公務員の仕事に対する誇りをないがしろにするものでした。

私は、国公労連の東北ブロックの副議長をつとめていますが、岩手、福島をはじめとする各県の組合員からは、切実な声が寄せられています。

例えば、

「民間であれば使用者の一方的な不利益変更など不法があれば、労基署があり指導や立件ができる仕組みがあるが、国家公務員はそれもなく労働者保護の実質的な救済機関がない。」

「人事院を無視して国が何の根拠もない賃金額を決めるのはおかしい」

「被災者のためと思い我慢したが、何かおかしい」

等々、国が行ったことに納得できないというものばかりです。

5 高裁では公正な判決を

労働基本権を制約しておきながら、賃下げを強行して、これまで人事院があるからと説明してきたことを投げ捨ててもなお「憲法に違反しない」と主張することは公務労働者に対する裏切り・挑戦であって「公務員は奴隸以下である」というルールを作ろうとするものです。

高等裁判所が、公務労働者の働くルールについて公正な判断をされることを訴えます。

以上